(4)　新技術開発施設供用事業

国立研究開発法人情報通信研究機構が行っている技術開発のための施設の整備・活用の動向を注視しつつ、必要に応じ、同機構との連携方策について検討すること。

また、インターネット・オブ・シングス（ＩｏＴ）の実現に向けて、中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等の連携・協業が図られるよう配慮すること。

さらに、事業の運営に当たり、開発・実証された新たな電気通信技術が、医療、教育、農業など幅広い分野において活用され、それぞれの分野における多様かつ膨大な情報の流通・利活用に係る参照モデルの確立やルール整備につながるよう配慮すること。

(5)　地域特定電気通信設備供用事業

事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和を図るとともに、当該地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めること。

また、設備等省令第二条に定める地域内における均衡的な特定電気通信設備の設置に資するよう配慮すること。

○総務省告示第二百四十五号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十二号）の施行に伴い、次に掲げる告示を廃止する。

平成二十八年五月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

一　平成二十三年総務省告示第四百号（施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件）

二　平成二十三年総務省告示第四百一号（電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件）

三　平成二十五年総務省告示第二百三号（電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第二項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件）

四　平成二十五年総務省告示第二百四号（租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を定める件）

○総務省告示第二百四十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

なお、昭和五十二年郵政省告示第六十一号（水底線路の保護区域を指定する等の件）の第五号、昭和五十四年郵政省告示第七百六十七号（水底線路の保護区域を指定する等の件）の第七号及び平成元年郵政省告示第七百九十五号（水底線路の保護区域を指定する等の件）の第一号に係る水底線路の保護区域の指定は、解除する。

平成二十八年五月三十一日

総務大臣　山本　早苗

第一号

一　敷設区間

大崎上島～生野島間

（大崎上島側）広島県豊田郡大崎上島町東野六九八番地の七地先

（生野島側）広島県豊田郡大崎上島町東野六〇四九番地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

四　記事

水底線路二条のうち一条の撤去

別　図

